

## II 個別クレジット

# 4 個別クレジット契約における 不実告知取消し（積極）

新堂明子

法政大学教授

東京地判令3・10・13 立替金請求事件 平30（ワ）39255号 WLJPCA10138002

### ●——事実の概要

Eは、教育事業に携わる株式会社である（Bは同社の代表取締役を務めていた者、Cは同社に勤務していた者）。Xは、個別信用購入あっせんを業とする信販会社であり、Eと加盟店契約を締結していた。Yらは、夫婦であり、平成25年9月頃から平成27年7月頃にかけて、複数回にわたり、長女のために、Eから教材の提供を受けてきた。そのうち問題とされた契約は、平成26年7月、平成27年2月、平成27年7月に締結されたものである（「契約A」、「契約B」、「契約C」。契約AないしCは同様の内容（代金は同額）を有し、本判決はこれらに対し同じ判断をしていることから、本稿は契約Aのみ取り上げる。）。

(1) Cは、平成26年7月29日頃、Yら宅を訪ね、Y1に対して、長女（中学3年生）に関し、講師の授業を収録したものを自宅においてタブレットで聴講する教材を紹介し、Eが経営する塾で学ぶ子供たちに使わせたいので、事前にモニターとして長女に試用させた上で、感想等を聞かせてほしい旨を述べた。Y1は、長女が以前にEから提供を受けた教材に関心を示さず、あまり使用しなかったため断ろうとした。しかし、Cは、Y1に対し、

モニターなのでY1の支払義務は一切なく、必要な費用は全額Eが負担し、その旨の覚書も作成する、今の教育についていけない人を救いたい、モニターとなることで不登校児を助けてほしいなどと述べて上記教材のモニター使用を強く勧め、帰ろうとしなかった。Y1は、当時、育児等で多忙な状況にあったにもかかわらずCが帰ろうとせず、また、長女も一時不登校の状態になった時期があったので、子供たちのためになるならばよいとの思いもあって、最終的に上記教材のモニター使用に応じた。

Cは、Y1に対し、モニターの手続としてクレジット契約の締結を要するが、契約書はEで作成しておく、クレジット代金はEから信販会社に払っておく旨を述べた上、信販会社からの電話調査につき、全ての質問に「はい」と答え、覚書の存在については言わないよう指示した。Y1は、特に異論を述べなかった。

(2) Eは、平成26年7月29日付けでY1がEから代金105万8400円の教材を購入する旨の契約A売買契約書、および、Y1が同日付けで上記代金の立替払をXに申し込み、クレジット代金114万4765円を12回払で完済する旨の契約Aクレジット契約書を作成し、同日、ファクシミリでXに送信した。

(3) 平成26年7月31日、Xから、Y1の携帯電話に連絡があった。Y1は、Cから受けた指示に従い、Eとの契約内容はクレジット契約申込書等記載のとおりであり、記載外の約束事項はないなどと回答した。

(4) 同日、Xは、Eに対して立替金105万8400円を支払った。

(5) 後日、Y1は、Xから、契約A売買契約書および契約Aクレジット契約書の写し、ならびに平成26年7月31日付けのE作成の覚書を郵送で受領した。同覚書には、「本契約に関わる費用（1058400円）は全額Eが負担致します。」と記載されている。また、Y1は、Xから、上記タブレット教材1台を郵送で受け取った。なお、Cは、Y1に対し、上記教材の返却は無用である旨を述べていた。

(6) 契約Aクレジット契約書記載のクレジット代金については、Eから、クレジット代金支払口座に指定したY2名義の口座に送金されていたが、平成27年11月分のクレジット代金9万5300円については、Y1が自ら負担して支払った。

(7) Eは、平成27年11月頃に経営が破綻した。E、BおよびCは自己破産の申立てをし、東京地裁は、平成28年5月25日、上記各3者につき破産手続開始決定をした。

(8) Y1は、契約Aクレジット契約につき、Xに対し、平成28年1月19日付け通知書をもって、割賦販売法（「割販法」）35条の3の13に基づく不実告知を理由に申込みの意思表示を取り消す旨の意思表示をした。

(9) Xは、Yらに対し、契約Aクレジット契約に基づき、未払のクレジット代金および年6分の遅延損害金の支払を求めた。これに対し、Y1は、割販法35条の3の13第1項に

基づく不実告知を理由とする契約Aクレジット契約申込みの意思表示の取消しを主張した（その他の主張は省略する。）。これに対し、Xは、上記のY1の主張は、信義則の派生原理であるクリーンハンズの原則に反し、許されない旨主張した。

## ●——判旨

請求棄却。

本判決は、契約Aクレジット契約の成否（肯定）、不実告知取消しの可否（肯定）、不実告知取消しの主張の信義則違反の当否（否定）を検討し、Xの請求を棄却した。以下、不実告知取消しの可否についての判旨を掲げる。

(1) (a) 「購入者〔等を省略。以下同じ〕が販売業者〔等を省略。以下同じ〕から不正行為を持ちかけられるなどいわば販売業者に利用されたと評価し得る場合、そのような購入者については、販売業者による不正行為の被害者としての面も多分にあることから、販売業者に関するリスクを専らあつせん業者に負担させることによって消費者である購入者の保護の徹底を図るという同法〔割販法。以下同じ〕1条1項の趣旨に鑑み、同法35条の3の13第1項6号に基づき、上記不正行為に関連して締結されたクレジット契約申込みの意思表示を取り消し得ると解される。他方、購入者から主体的、積極的に販売業者に対して不正行為を持ちかけたなど、購入者が販売業者に利用されたと評価し得ない場合について、割販法は、そのような購入者まで、上記のとおり販売業者に関するリスクを専らあつせん業者に負担させて保護する趣旨ではないと考えられる。上記購入者は上記不正行為に

関連して締結されたクレジット契約申込みの意思表示を取り消し得ないと解される。」

(b) 「本件では、……モニターとしての教材の無償提供及びそのための手続としてクレジット契約を締結すること並びにそのクレジット代金全額をEが負担することは、専らEの側からY1に持ちかけたものである。」

そして、「Eは、Yら以外の相当数の顧客に対し、〔クレジット代金全額をEが負担することを〕約束した上でクレジット契約を締結させており、そのクレジット代金の負担をする原資に充てる目的で、Y1名義のクレジット契約締結により立替金を取得することを企てて、Y1に対し、上記のとおり……働きかけたものと認められる。他方、Y1は、このようなEによる勧誘、働きかけに対してその目的を知らずに受動的に応じたにすぎない。」

よって、「Y1は、……契約Aに係るクレジット契約の不正申込みにつき、Eに利用されて関与したものと評価することができ、したがって、割販法35条の3の13第1項6号の要件を満たせば、上記クレジット契約申込みの意思表示を取り消すことができる。」

(2) (a) 「購入者は、販売業者から、クレジット契約締結についての勧誘に際し、〔①〕契約締結を必要とする事情、〔②〕契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無、〔③〕契約締結によりあっせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無など、〔④〕契約締結の動機に関する重要な事項について不実告知を受け、〔⑤〕同不実告知に係る内容を真実と誤認し、〔⑥〕同誤認によって上記クレジット契約を締結した場合は、割販法35条の3の13第1項6号に基づき、上記クレジット契約申込みの意思表示を取り

消し得るものと解される（〔最三判平29・2・21〕民集71巻2号99頁参照。）」

(b) 「Eは、〔①〕契約締結を必要とする事情につき、事実は、他の顧客に締結させたクレジット契約のクレジット代金の負担をする原資に充てるために立替金を取得する意図であったが、Y1に対しては、モニターとしての教材の無償提供に必要な手続という、上記事実と異なる虚偽の内容を説明したものとイえる。」「Eの一顧客にすぎないY1が、同社の上記の立替金の不正取得を実現させる意図を知っていたら、たとえ教材の無償提供という利益を享受し得るとしても、それだけの理由で、同社の支払不能により自身が責任を問われ得る〔同社の立替金の不正取得という違法行為の実現に不可欠な役割を果たす形での〕関与に及ぶことは、考えられない。」「したがって、〔①〕クレジット契約締結を必要とする事情についてのEによる上記説明は、〔①〕契約締結の動機に関する重要な事項として割販法35条の3の13第1項6号所定の事由についての不実告知に当たるものといえる。」

「Eは、Y1に対し、クレジット代金全額を負担する旨を説明したものである。」「Eが顧客のクレジット代金全額を負担するということは、……いずれかの時点で同社の経営が危機的状況に陥ってクレジット代金の全部又は一部を負担し得なくなるリスクは、それなりに高かったものと認められる。そして、同社がクレジット代金を負担し得なくなれば、〔②〕名義人であるY1においては自らの負担により残額のクレジット代金の支払を余儀なくされるリスクを負い、〔③〕Xにおいてはクレジット代金の回収に支障を来して回収不

能等の実質的な損害が生ずる可能性がある。」  
「したがって、クレジット契約締結により〔⑫〕Y1が実質的に負うこととなるリスクの有無及び〔⑬〕Xに実質的な損害が生ずる可能性の有無についてのEによる上記説明は、〔⑭〕契約締結の動機に関する割販法35条の3の13第1項6号所定の重要事項についての不実告知に当たるものといえる。」

「Y1は、上記のEの立替金取得の意図及び同社が経営不振のためにクレジット代金を負担し得なくなるリスクを知っていたら、上記クレジット契約を申し込むことはなかったものと考えられるから、〔⑮〕上記告知内容を真実と誤認したことによって、〔⑯〕上記クレジット契約の申込みをしたものと認められる。」

(c) 「よって、Y1は、割販法35条の3の13第1項6号に基づき、契約Aに係るクレジット契約申込みの意思表示を取り消すことができる。」

## ●——研究

### 1 本判決の意義

平成20年割販法改正により、不実告知取消規定が導入された（割販法35条の3の13）。

本規定に関し、前掲最三判平29・2・21は、名義貸し事例において、販売業者による告知内容が①の「契約締結の動機に関する重要な事項」に当たり、同条1項6号にいう「購入者……の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」に当たる、とした（第1期個別判例研究⑥〔尾島〕参照）。

本判決は、名義貸しの一例たるモニター商法事例において、前掲最三判平29・2・21が示した、①の要件を①⑫⑬の要素に分解して

その充足を判断する方法を採用して、告知内容が①に当たるとし、⑫⑬の要件をも充足したとして、同号に基づく取消しを認めた初めての判決である。

以下、先例を検討する。

### 2 支払停止抗弁事例

まず、モニター商法、かつ、支払停止抗弁規定（割販法35条の3の19）の適否と抗弁対抗が信義に反すると認められる特段の事情の有無が問題となった事例を検討すると、いわゆるダンシング事件が目立つ。①大阪高判平16・4・16（消費者法ニュース60号137頁）が、特段の事情がある場合は、「『購入者（消費者）であるXらにおいて、販売店であるダンシングの本件モニター商法が公序良俗に反するものであることを知り、かつ、クレジット契約の不正利用によって信販会社に損害を及ぼすことを認識しながら、自ら積極的にこれに加担した』というような背信的事情がある場合（『消費者において、販売店がクレジットシステムを悪用して信販会社から不正な利得を取得することにつき、その間の事情を認識しながら、その手続や利益の分配に積極的に加担したような場合』）をいう」（以下、この場合を「加害者型」と呼び、それ以外の場合を「被害者型」と呼ぶ。）とし、その後の裁判例をリードした。そして、ダンシング事件において裁判所は特段の事情はないとしたが、その結論は3つに分かれる。(1) 抗弁対抗を全面的に認めるもの（前掲①、⑤大津地判平16・12・20 WLJPCA12206001、⑨広島高裁岡山支判平18・1・31判タ1216号162頁、⑩盛岡地判平19・2・2WLJPCA02026001）。(2) 信販会社の損失から利用者の利得（モニター料および商品（布団）の客観的

な価額（定価37万余円だが、価額5～6万余円とした。))を控除した金額を限度に抗弁対抗を認めるもの（⑥岡山地判平成16・12・21 WLJPCA12219003、⑦静岡地裁浜松支判平17・7・11判時1915号88頁、⑧名古屋地判平17・10・27判時1950号128頁）、(3) (2)について、信販会社と利用者の落ち度を考慮し、損失負担割合を1対1または2対1に定めるもの（④神戸地判平16・9・21判時1891号115頁）がある。

そのほか、塗装工事（②小倉簡判平16・4・28WLJPCA04286002（(1)と判示）、浄水器等（③福岡地判平16・8・27WLJPCA08276001（(1)と判示）、呉服等（⑩東京地判平21・10・26WLJPCA10268012（商品代金額の4割から支払済金額を控除した金額を限度に抗弁対抗可能（(2)と同じ））のモニター商法事例がある。とりわけ、⑩は、「信義則等は、個々の具体的事情のもとで適用されるものであり、一般的に消費者が背信的悪意である場合のみに限定することは適当でない」とする。

### 3 不実告知取消事例

つぎに、名義貸し、かつ、不実告知取消しが問題となった事例を検討する。

(1) 前掲最三判平29・2・21は、A（呉服や貴金属の卸小売等の業者）が、その運転資金を得る目的で、Yらに対して、高齢者等の「ローンを組めない人のために、名前を貸してほしい」、「支払については責任をもってうちが支払うから、絶対に迷惑は掛けない」などとして名義貸しを依頼し、Yらがこれに応じた事案において、Aの告知内容は①に当たり、割販法35条の3の13第1項6号に当たる、とした。調査官によれば、Aの告知内容のう

ち、名義貸しを必要とする高齢者等がいることは①、同高齢者等を購入者とする売買契約および商品の引渡しがあることは①④⑤、Aにおいて確実に支払金相当額を支払う意思および能力があることは④⑤に該当する（大森直哉「判解」86頁（注26））。

(2) 前掲最三判平29.2.21以降の下級審裁判例である、①東京地判平30・9・11（WLJPCA09118011）（二重契約事案）は、Y（顧客）が、Yに対する説明と異なった商品を表示していたX（信販会社）に対する契約書に署名捺印したことについて、A（貴金属等商品販売店）の担当者が商品名を変えないとクレジット契約が組めない、Xからの商品の確認の連絡があったときにも契約書のとおりであると回答するようにと説明されたこと、Yは、Xがそれ以前の分割払契約の残債務も含めて新たな分割払の立替払になるという事情を認識していたものと信じていたこと、等々を認定し、結論として、Aの担当者による告知の内容は、購入者であるYの判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（割販法35条の3の13第1項6号）に当たり、④⑤をも具備したとして、Xの請求を棄却した。

上記判決は、前掲最三判平29.2.21を一般的に引用はするものの、告知内容について①④⑤の要素に分解して検討するものではない。

②東京地判平30・9・21（WLJPCA09218007）（A社、Y社、B社はCの一体的な支配下にあったが、Y社がパソコン等の引渡しを仮装することをA社やB社と通謀の上、A社X（リース業者）間の上記商品の販売契約（販売代金は、XからA社へと支払われた直後に、A社からCへと支払われた。）がされたのに続いて、XY社間の上記商品の延払売買契約が

された、いわゆる空クレジット事案。加害者型）は、Y社は、D（A社、B社の代表取締役）やE（Xの担当者）に欺かれ、上記商品が存在するものと信じて契約を締結したものと認められない、よって、XY社間の上記商品の延払売買契約に、錯誤無効事由、詐欺または不実告知による取消事由は認められない、とした。

上記判決も、告知内容について①②③の要素に分解して検討するものではない。

#### 4 本判決および同日判決

(1) 本判決は、購入者が名義貸しに関与した場合において、まず、不実告知取消しの制度趣旨を考察し、つぎに、購入者の具体的な状況に鑑みて取消しの可否を論ずる、いわば総論を示して、これを可とした（判旨(1)）。購入者を加害者型か被害者型かに分けて検討する先例や学説を踏襲するものといえる。

そして、本判決は、前掲最三判平成29・2・21が示した、①の要件を①②③の要素に分解してその充足を判断する方法を採用し、これを充足したと結論づけた（判旨(2)）。

本件の事案の特徴を2つ挙げておく。1つめは、①の「契約締結を必要とする事情」に関連して、契約AおよびCでは、不登校児を助けてほしい等の告知があったのに対して、契約Bでは、それがなかった。2つめは、契約AないしCの代金は同額であったが（10万8400円）、契約AおよびCでは、教材の引渡しがあったのに対して、契約Bでは、それがなかった。本判決は、これらの違いに拘わることなく、等しく取消しを認めた。あくまで本件の具体的な事実のもとにおいてではあるが、本判決によれば、これらの違いは結論を左右しないことになる。

(2) 同日、本判決と同じ裁判官らにより、Eを販売業者、X（他1名）を被告とする、集団クレジット被害事件判決が出ている（東京地判令3・10・13LEX/DB25602366）。

弁護士によれば、Eは、小・中学生の保護者である顧客らに対し、モニター、お試し、切替えなど、多様な勧誘をしたが、いずれも手続上必要だと説明して顧客にクレジット契約を締結させ、一家族（妻名義と夫名義）に複数のクレジット契約を締結させた。クレジット代金については、Eが自ら負担すると約束し、引落金額を顧客の口座に送金するとしたが、送金がないことも度々あった。しかし、Eが破綻したため、顧客らにEから送金がされなくなり、多額のクレジット債務だけが残った（鈴木さとみ「エフォートカンパニー事件勝訴報告」消費者法ニュース130号（2022年）53頁以下）。

これに対し、同日判決は、モニター勧誘につき、本判決と同じ判断をした。